

鳥取市国際観光民間サポーター活動実施要領

1. 目的

近年、国はビジット・ジャパン事業で外国人観光客数を将来的に 3000 万人とすることを目標に、東アジア諸国を最重点市場と位置付け、プロモーションを展開している。

そのような中、鳥取市においても、山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟や韓国ドラマ「アテナ」の県内ロケを受けての放送開始など、これまで以上に外国人観光客の誘致に向けた機運が醸成されていると言える。

こうした流れの中で、今後、より一層の国際観光推進に取り組んでいくためには、地域レベルで善意通訳活動を促進する人材の確保や育成が不可欠である。そのため、鳥取市観光協会（以下、「観光協会」という。）と連携し、鳥取市国際観光民間サポーター制度を設け、本市へ来訪する外国人観光客のサポート活動の運営について必要な事項を定めることとする。

2. 活動内容

鳥取市国際観光民間サポーター（以下「サポーター」という。）は、鳥取市において外国人観光客への対応として通訳等のサポート活動を通じ、観光地等の案内・紹介を行う。

3. 依頼者

- (1) 市内の行政機関、教育機関、公共団体、NGO・NPO
- (2) 在住外国人支援や国際交流等を推進する営利を目的としない民間団体
- (3) 県内在住の外国出身者
- (4) その他、観光協会が適当と認めたもの

4. 要件

サポーターに登録できるのは、次の(1)～(6)までのすべての要件を満たす者とする。

- (1) 満 18 歳以上で国際観光の支援に意欲のあること（高校生不可）
- (2) 人種、民俗、国籍や地域などに関して差別意識や偏見を有さず、サポーター活動に主体的に取り組む意欲があること
- (3) 他のサポーターと協力するなど、ボランティア精神を持って活動できること
- (4) 英語、中国語、韓国語、ロシア語で通訳が可能であること
- (5) 通訳等が必要となる場所まで単独で移動できること
- (6) 鳥取市若しくは観光協会主催の研修会に参加が可能であること

5. 選考と登録

- (1) サポーター登録を希望する者は、登録申込書に必要事項を記入し、観光協会へ提出する。
- (2) 観光協会スタッフ等による書類選考を経て、登録の可否を決定する。

- (3) サポーター登録の際は、身分証明書 (ID カード) を観光協会が発行し、サポーターは活動の際に必ず携帯するものとする。
- (4) 登録は毎年 4 月に自動更新される。ただし、登録内容に変更がある場合は登録申込書に必要事項を記入し、観光協会へ提出する。

6 . 登録の取り消し

観光協会は、次に掲げる状況が発生した場合は、サポーター登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者本人から辞退の申し入れがあった場合
- (2) 登録者が連絡不可能や所在不明となった場合
- (3) サポーターとして好ましくないと認められる事実が発生した場合

7 . 活動に係るサポーターの身分保障と観光協会の役割

- (1) サポーターの活動における不測の事態に対処するため、観光協会は鳥取市社会奉仕活動等補償制度に登録する。
- (2) 前項の制度の適用を受けるため、観光協会は社会奉仕活動登録票を常に最新の状態に保っておかなければならない。
- (3) サポーターの活動に係る謝金は発生しない。

8 . 個人情報の取扱

観光協会は、サポーターの活動に関して知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令・条例等を遵守するものとする。

9 . 守秘義務

サポーターまたは依頼者は、活動によって知り得たお互いの秘密に属する事項を漏らしたり、サポーター活動以外の目的に使用してはならない。

10 . 免責事項

- (1) サポーターは活動の事前事後、または活動中において依頼者及び観光協会に対し損害を与えないよう十分に注意しなければならない。
- (2) サポーターが活動中に被った損害の補償の範囲は保険から支払われる金額を限度とする。
- (3) サポーターの活動によって依頼者が被った損害 (不履行等) については、観光協会は賠償の責任を負わない。

(附 則)

この要領は、平成 22 年 1 月 2 日から施行する。